

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会運営規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会共同設置規約（以下「規約」という。）第 13 条の規定に基づき、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第 2 条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第 3 条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認める場合は、傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

（議事録等）

第 4 条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める資料については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

第 5 条 この規程に定めるもののほか、委員会の公開に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 6 日から施行する。

別紙 1

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会の会議の公開の取扱い

- 1 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。
 - (2) 一般席の傍聴人の人員は、会議の会場の規模等の都合により、その人数を制限することができる。
 - (3) 会議を傍聴しようとする者は、指定された席に着かなければならない。
 - (4) 次のいずれかに該当するものは、会議を傍聴することができない。
 - ア 銃器、棒その他、他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕類を携帯している者
 - ウ はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - エ ラジオ、拡声器、無線機等を携帯している者
 - オ 笛、ラッパ、太鼓等を携帯している者
 - カ 酒気を帯びていると認められる者
 - キ その他会議場の秩序を乱すおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
 - ア 会議出席者の言論につき評論しないこと。
 - イ 私語、拍手等、会議の妨害になる行為をしないこと。
 - ウ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - エ みだりに席を離れ又は議事を妨害するような言動を慎しみ静粛にすること。
 - オ その他会議場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。
 - (6) 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会議の議長等の許可を得たものは、この限りでない。
 - (7) 傍聴人は、会議の議長等及び係員の指示に従わなければならない。
 - (8) 傍聴人が、この取扱いに違反するときは、会議の議長等は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。